公益財団法人 福井県国際交流協会定款

第 1条~第 4条 第1章 総則 第 5条~第14条 第2章 財産および会計 第15条~第30条 第3章 評議員および評議員会 第31条~第49条 第4章 役員等および理事会 第50条~第54条 第5章 定款の変更、合併および解散等 第55条~第56条 第6章 事務局 第57条 第7章 替助会員 第8章 情報公開および個人情報の保護 第58条~第59条 第60条 第9章 公告の方法 第61条 第10章 補則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福井県国際交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、幅広い県民の参加による全県的な国際理解、国際交流、国際協力および多文化共生を推進するため、必要な国際交流などに関する諸事業を行い、もって本県の国際化に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 国際理解の促進に関する事業
 - (2) 国際交流の促進に関する事業
 - (3) 国際協力の促進に関する事業
 - (4) 多文化共生の促進に関する事業
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福井県内において行うものとする。

第2章 財産および会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人が公益法人の設立を登記した日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において、基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持および処分)

第6条 基本財産については、適正な維持および管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由によりその全部もしくは一部を処分または担保に供する場合には、理事会の決議を 経て、評議員会へ報告しなければならない。

(財産の管理・運用)

- 第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。
- 2 基本財産のうち現金は、銀行等その他の金融機関等への定期預金等、信託会社への信託または国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書および収支予算書等」という。)は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

- 第11条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号および第2号について はその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所および従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に、行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に 基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号 の書類に記載するものとする。

(長期借入金および重要な財産の処分または譲受け)

- 第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金 を除き、理事会の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(会計原則)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員および評議員会 第1節 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員4名以上8名以内を置く。

(選任等)

- 第16条 評議員の選任および解任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員およびその配偶者または三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生 計を維持している者
 - ホ ハまたは二に掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあっては、その代表者または管理人)または業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学 共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により、特別の設立行為をもって設立された法人であって、法務省 規定法第4条第15号の適用を受けるものをいう。)または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し、行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政 庁に提出しなければばらない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項を決議する。

(任期)

- 第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

- 第19条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務のために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬および費用弁償規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第21条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事および監事の選任および解任
 - (2) 役員等の報酬ならびに費用の額の決定およびその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 残余財産の処分
 - (5) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
 - (6) その他、評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(種類および開催)

- 第22条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の1週間前までに、各評議員に対して、会議 の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。
- 4 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催できる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分または除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第27条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、 議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、そ の提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を 評議員会に報告すること要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意 思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長ならびに出席した評議員から選出された議事録署名人1名が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第4章 役員等および理事会 第1節 役員等

(種類および定数)

- 第31条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とし、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長および副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

- 第32条 理事および監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事長、副理事長および専務理事は理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事を選任する場合には、第16条第2項の規定中、評議員を理事に読み替えて適用する。監事についても同様とする。
- 5 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその 旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務および権限)

- 第33条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長および専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務および財産の状況を調査すること、ならびに各事業年度に係る計算書類等を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を 調査することができる。

(任期)

- 第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の 終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結 の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに 選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての職務を行わなければならない。

(解任)

- 第36条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第37条 役員は、無報酬とする。ただし、評議員会の決議を経た役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務のために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬および費用弁償規程による。
- 4 監事が職務遂行のため調査等に要した費用は、その使途を記した書類および当該領収書をもって理事長に請求するものとする。

(顧問)

- 第38条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務の運営に関し助言する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 5 顧問には、その職務のために要する費用を弁償することができる。
- 6 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の報酬および費用弁償規程による。

第2節 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第40条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長、専務理事の選任および解任

(種類および開催)

- 第41条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき、または法令で定められた場合に開催する。

(招集)

- 第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第93条 第3項または同法第101条第3項の規定により、理事または監事が招集する場合を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して、会議の 日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理 事会を開催することができる。

(議長)

- 第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、 議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その 提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、 その限りではない。

(報告の省略)

- 第47条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第33条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議長および出席した監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において 定める理事会運営規程による。

第5章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意による決議を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第16条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意による決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合(その権利 義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、評議員会の決議を経て、公益目的取得財 産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日または当該合併の日から1か月以内に、公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公 共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に 贈与するものとする。

第6章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局長および職員は理事長が任免する。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(備付け帳簿および書類)

- 第56条 事務局には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 理事、監事および評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書および収支予算書
 - (8) 事業報告書および計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿および書類

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第57条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人または団体を会員とすることができる。 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程によるものとする。

第8章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

- 第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

(個人情報の保護)

- 第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程によるものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第60条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない理由によって電子公告によることができない場合は、福井県において発行する福井新聞に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条 第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。なお、公益法人移行の際の、特例民法法人の事業報告および決算は、公益法人が引き継ぐものとする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 坂田幹男、光野 稔、田中元彦、青池浩生、伊藤惠造
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事および監事は、次に掲げる者とする。 理事 栗田幸雄、福田 優、田中 保、白﨑義夫、有馬義一、稲山幹夫、笠島秀雄、川田達男、 齋藤慶四郎、坂本憲男、杉本博文、竹島栄実、田村洋子、堂田英治、松村 仁

監事 岩本好文、滝口克巳

- 5 この法人の最初の理事長は栗田幸雄、副理事長は福田 優および専務理事は白﨑義夫とする。 附 即
 - この定款は、平成27年6月4日から施行する。